熊本県情報公開審査会の答申(平成13年9月27日付け第64号)の概要

1 諮問の概要

下記の文書の非開示決定に対する異議申立てについて(諮問第105号)

パークドーム熊本の建設に伴う総事業費に関する図書 熊本県民総合運動公園屋内運動広場新築第一期工事費の内訳書 熊本県民総合運動公園屋内運動広場新築第二期工事費の内訳書 熊本県民総合運動公園屋内運動広場大型映像設備工事費の内訳書 1999年 1 8 号台風による建物被害修復費用に関する図書 パークドーム熊本緊急復旧工事費の内訳書 熊本県民総合運動公園(3)11年発生都市施設等災害復旧工事費の内訳書

(参考)原処分の概要

平成12年8月11日 開示請求

平成12年8月25日 非開示決定(実施機関:知事)

(理由)旧条例第8条第8号該当。

建設工事の設計金額を開示すれば、今後行われる同種の建設工事の設計金額が推測され、今後の公正かつ適正な入札業務の実施が困難になるため。

2 答申の骨子

(1)審査会の結論

旧条例第8条第8号には該当せず、開示すべきである。

(2)審査会の判断要旨

- √ア 実施済みの建設工事に関する情報を参考に、将来の同種の建設工事の設計金 額を類推しようとしても、自ずから一定の限界がある。
- イ 建設工事内容の個別性、経済情勢の変化等による設計金額の積算基礎数値の 変化等からすれば、本件公文書に記載されている情報は、設計金額の積算の一 過程である工事種目及び科目ごとの金額に過ぎないから、これらの開示が将来 の同種建設工事等の設計金額の類推に役立ちうるかは明らかでない。
- ウ 実施機関が非開示とした情報は、上記ア及びイ等の理由により建設工事に関 し旧建設省では契約締結後に公表することとしていた情報と同等であり、実施 ・機関において非開示とした合理性が認められない。

などの理由により、本件公文書を非開示としたことについての実施機関の理由の 主張は認められない(= 県が行う将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に 支障が生ずるおそれがあるとは認められない)。

答申

第1 審査会の結論

次の から までに掲げる工事それぞれに係る設計図書のうち、開示請求の対象公文書として特定された設計金額並びに工事種目及び科目ごとの金額が記載された内訳書については、開示すべきである。

平成7年度単公国第3004-2-101号 熊本県民総合運動公園屋内運動広場新築第一期工事 平成7年度単公国第3004-2-102号 熊本県民総合運動公園屋内運動広場新築第二期工事 平成8年度単公国第3004-1-11号 熊本県民総合運動公園屋内運動広場大型映像設備工事 平成11年度11応急都第3004-1-101号 パークドーム熊本緊急復旧工事 平成11年度11災補都第0025-0-101号 熊本県民総合運動公園(3)11年発生都市施設等災害復旧工事

第2 諮問に至る経過

- 1 平成12年8月11日、異議申立人は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)による改正前の熊本県情報公開条例(昭和61年熊本県条例第37号。以下「旧条例」という。)第6条の規定により、「一、パークドーム熊本の建設に伴なう、総事業費の内訳(85億円の内訳)」及び「一、1999年18号台風による建物被害約15億円の修復費用の内訳」について開示請求を行った。
- 2 平成12年8月25日、熊本県知事(以下「実施機関」という。)は、 開示請求に係る公文書として、
- (1)「パークドーム熊本の建設に伴う総事業費に関する図書(熊本県民総合運動公園屋内運動広場新築第一期工事費の内訳書、熊本県民総合運動公園屋内運動広場新築第二期工事費の内訳書及び熊本県民総合運動公園屋内運動広場大型映像設備工事費の内訳書)」

(2)「1999年18号台風による建物被害修復費用に関する図書(パークドーム熊本緊急復旧工事費の内訳書及び熊本県民総合運動公園(3) 11年発生都市施設等災害復旧工事費の内訳書)」

(以下(1)及び(2)を「本件公文書」という。)を特定し、本件公文書について非開示の決定(以下「本件非開示決定」という。)を行った。

3 平成12年8月31日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年 法律第160号)第6条の規定により、本件非開示決定を不服として、 実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、 概ね次のとおりである。

台風18号によるパークドーム熊本の被害状況を調べようと、情報公開制度に基づいて開示請求をしたが、非開示決定の理由が理解できない。この件に関して調べようと思った理由は、被害の原因が「天災」の一言で片づけられ、設計、施工、管理いずれも問題はなしということで、だれ一人責任を問われなかったことに対する疑問である。行政は徹底した原因究明をしたのか。設計、施工、管理業者等に対し一つの告訴件数もない、誰も責任を問われない、ということに行政特有の親方日の丸的体質を感じる。

被災したパークドーム熊本は、約15億円の修理代が公費で使われた。この原因究明、結果発表に対し不可解な思いは自分だけではなく、当時、 県議会でも大きな問題となり、また、マスコミにも県民の不満の声が取り上げられた。そのようなことからも、県は積極的に自ら進んで徹底的な情報の公開を行い、信頼回復に努めるべきだ。県の「説明責任」が問われているなかで、例えば、被害の原因、結果いくら費用がかかったか、 今後の対策はどう講じたか等を明記した小冊子を発行して、県民に解り やすく説明すべきである。このような基本的資料さえも一般県民に配布 しないのは、県民不在の県政としか思えない。今回の非開示決定の理由 も同じ思いで受け取った。

- 第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨 実施機関の説明は、概ね次のとおりである。
 - 1 本件公文書の特定について

パークドーム熊本の建設に係る工事(以下「ドーム建設工事」という。)には、次の 、 及び が該当するので、これらの契約金額の合計をパークドーム熊本の建設に伴う事業費(以下「ドーム建設総事業費」という。)と判断した。

平成7年度単公国第3004-2-101号 熊本県民総合運動公園屋内運動広場新築第一期工事 平成7年度単公国第3004-2-102号 熊本県民総合運動公園屋内運動広場新築第二期工事 平成8年度単公国第3004-1-111号 熊本県民総合運動公園屋内運動広場大型映像設備工事

また、1999年18号台風によるパークドーム熊本の被害修復に係る工事(以下「ドーム復旧工事」という。)には、次の 及び が該当するので、これらの契約金額の合計を同台風によるパークドーム熊本の被害修復費用(以下「ドーム復旧費用」という。)と判断した。

平成11年度11応急都第3004-1-101号 パークドーム熊本緊急復旧工事

平成11年度11災補都第0025-0-101号

熊本県民総合運動公園(3)11年発生都市施設等災害復旧工事 さらに、開示請求を行った際の異議申立人の発言から、ドーム建設総 事業費の内訳及びドーム復旧費用の内訳は、ドーム建設工事及びドーム 復旧工事の契約金額に関する工事種別又は科目ごとの金額を指すものと 判断した。

工事請負契約に関して県が作成する書類においては、設計金額算定に おける直接工事費の工事種目及び科目ごとの金額、共通費並びに消費税 相当額が記載された設計金額内訳書が存在する。 一方、工事請負契約は総価契約であるため、契約金額に関する内訳書 は請負者の書類として存在しうるが、実施機関は請負者に請負代金内訳 書の提出を求めていない。

したがって、異議申立人の開示請求の趣旨に沿うためには、ドーム建設工事及びドーム復旧工事の設計金額並びに工事種目及び科目ごとの金額が記載された設計金額内訳書である本件公文書が開示請求対象文書に該当すると判断した。

2 旧条例第8条第8号該当性について

異議申立てに係る本件公文書は、旧条例第8条第8号に該当するため 非開示としたもので、その理由は以下のとおりである。

本件公文書を開示すると、同種の建設工事又は同種の工事種目若しくは科目を有する建設工事(以下「同種建設工事等」という。)の入札に参加しようとする者が、同一の工事種別、規模、場所、時期等を類別したデータを集積し分析精査して、同種建設工事等の設計金額をかなり正確に推知することが可能となる。そうすると、将来の同種建設工事等の入札において、入札参加者は推知した設計金額にとらわれて独自に見積りを行う努力をしなくなり、ひいては予定価格よりわずかに低い金額で落札されることが常態となる事態を招き、競争入札制度の目的を阻害するおそれがある。

したがって、本件公文書を開示することにより将来行われる同種建設 工事等の入札事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあ るので、本件公文書は旧条例第8条第8号に該当する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件非開示決定の妥当性について、調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、ドーム建設工事の実施及びドーム復旧工事の実施のために実施機関が作成した設計図書の一部であり、設計金額及び工事種目又は科目ごとの金額が記載されている。

当審査会の調査によると、ドーム建設工事としては「熊本県民総合運動公園屋内運動広場新築第一期工事」、「熊本県民総合運動公園屋内運

動広場新築第二期工事」及び「熊本県民総合運動公園屋内運動広場大型映像設備工事」が、また、ドーム復旧工事としては「パークドーム熊本緊急復旧工事」及び「熊本県民総合運動公園(3)11年発生都市施設等災害復旧工事」が行われており、これらの建設工事ごとに設計図書が作成されている。本件公文書は、これらの設計図書の一部であると認められた。また、本件公文書には、ドーム建設工事及びドーム復旧工事における上記各建設工事について工事種目又は科目ごとの名称、数量、単位、金額及び取り壊し、処分費等の補助的経費が具体的に記載されていることが認められた。

2 旧条例第8条第8号該当性について

旧条例第8条第8号は、開示しないことができる情報として「県又は 国等が行う取締り、監査、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、 渉外、争訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、 当該事務事業の目的が損なわれるもの、特定のものに不当な利益若しく は不利益が生ずるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の 公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの又は県の行政 の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの」 と規定している。

この趣旨は、開示することにより、当該事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている公文書については、非開示とすることを定めたものである。

まず、本件公文書に記載されている情報が同号に規定する「県が行う事務事業に関する情報」に該当することは明らかである。

次に、当該情報が記載されている本件公文書を開示することで、県が行う将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるか否かについて検討する。

当審査会の調査によると、実施機関は従来、建設工事における設計金額については、旧条例第8条第8号の規定により非開示決定をしてきたところである(平成9年6月23日付け熊本県指令農管第82号等)。

しかしながら、その後、国や地方公共団体では、行政改革委員会最終 意見(平成9年12月12日)や中央建設業審議会の建議(平成10年 2月4日「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方 向について」)等を踏まえ、公共工事における入札・契約手続き及びその運用の更なる改善に取り組んできた。さらに、津地裁判決(平成10年6月11日)、高知地裁判決(平成11年3月15日)等は、少なくとも契約締結後は公共工事における設計金額、予定価格等を開示すべきと判示しており、開示相当の裁判例が蓄積されてきている。

そこで、当審査会は、本件非開示決定の妥当性についての調査、審議 に当たっては、近年におけるこのような状況の推移も十分に考慮しなが ら慎重に検討を行った。

実施機関は、本件公文書を開示すれば、同種建設工事等の入札に参加 しようとする者が、同種建設工事等の設計金額をかなり正確に推知可能 となることで、将来の同種建設工事等の入札において、入札参加者は推 知した設計金額にとらわれて独自に見積りを行う努力をしなくなり、ひ いては予定価格よりわずかに低い金額で落札されることが常態となる事 態を招き、競争入札制度の目的を阻害するおそれがあるので、旧条例第 8条第8号に該当すると主張している。

しかしながら、建設工事には様々な種類のものがあるうえ、同種の建設工事であっても、その目的、時期的・地理的条件などにより、各建設工事の構造、工法、仕様、材質などにはそれぞれ各個別の特殊性がある。また、施工技術の進歩等による建設工事内容の多様化、物価変動等の経済情勢の変化等の事情もある。したがって、将来の同種建設工事等において、入札参加者が本件公文書に記載された情報を参考に設計金額を類推しようとしても、その類推には自ずから一定の限界があると考えられる。また、この建設工事内容の個別性、経済情勢の変化等による設計金額の積算基礎数値の変化といった諸事情に、本件公文書に記載されている情報が、設計金額の積算の一過程である工事種目及び科目ごとの金額に過ぎないことを併せ考えれば、これらの開示が将来の同種建設工事等の設計金額の類推に役立ちうるかは明らかでないと言わざるを得ない。したがって、入札参加者の見積り努力をどの程度失わせることになるのかについても同様に、明らかであるとはいえない。

また、県においては、建設工事における入札・契約手続きの透明性及び公正性を高めること及び入札・契約手続きに関する情報をより広く公開し、県民の理解を得ることを目的とし、さらに、建設工事においては設計金額の積算基準に関する図書の公表が進んでいること等を踏まえ、

平成12年10月から平成13年3月までの期間に競争入札に付する建設工事で予定価格が5,000万円以上のものについて、当該予定価格の事前公表制度を試行した。この試行の結果を当審査会が調査したところ、平均の落札率(予定価格に対する落札価格の割合)は事前公表制度試行前(平成12年4月から9月まで)の落札率に比べ低下していた。また、同様の事前公表制度を実施又は試行している県内の市においても、県と同様、当該事前公表制度の実施前に比べ落札率はおおむね低下している。この結果からすれば、仮に、将来の同種建設工事等の設計金額を類推し、その類推した設計金額から予定価格を推知できたとしても、建設工事に関しては、予定価格よりわずかに低い金額で落札される、いわゆる「落札価格の高止まり」が常態となる事態を必ず招くとまでは言えないと判断する。したがって、本件公文書の開示と落札価格の高止まりについての因果関係は認められず、実施機関の主張は採用できない。

なお、本件非開示決定時(平成12年8月25日)に、既に旧建設省 においては、「予定価格の積算内訳の公表について」(平成10年9月 25日付け建設省技調発第188号、建設省営計発第89号建設大臣官 房官庁営繕部長、各附属機関の長及び各地方建設局長あて建設大臣官房 長通知)により、当該通知で定める対象建設工事の予定価格の作成に用 いた積算価格について、工事区分、工種及び種別ごと(官庁営繕工事に 係る工事にあっては種目、科目及び中科目ごと)の数量、金額等を明示 する積算内訳の資料を、契約の締結後公表することとしていた。旧建設 省におけるこの取扱いは、前述の中央建設業審議会の建議(平成10年 2月4日)において、「予定価格を類推することには一定の限度があ る」、「積算の妥当性の向上に資する」等の指摘がなされたことを踏ま えたものである。当審査会の調査によると、旧建設省により公表の対象 とされた「積算内訳の資料」に含まれる情報は、本件公文書に記載され ている情報と同等のものと認められた。したがって、実施機関の本件非 開示決定時において、建設工事に関し旧建設省で契約締結後は公表する こととしていた情報と同等の情報が記載されている本件公文書を、実施 機関において非開示とした合理性はなかったものと判断する。

以上のことより、本件公文書を非開示としたことについて実施機関の主張には理由がなく、県が行う将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

したがって、本件公文書に記載された情報は、旧条例第8条第8号に 該当しない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会長坂本仁郎会長職務代理者石橋敏郎委員福嶋美和子委員大江正昭委員林田美恵子

審査の経過

年	月日	審査の経過
平成 1 2 年	9月 7日	・諮問(第105号)
平成13年	2月 6日	・実施機関から非開示理由書を受理
平成13年	5月14日	・異議申立人から意見書は提出しない旨の 意思表示
平成13年	6月26日	・諮問の審議
平成13年	7月30日	・実施機関職員から非開示理由等の聴取及 び諮問の審議
平成13年	8月27日	・諮問の審議
平成13年	9月27日	・諮問の審議